九頭竜川環境保全協約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙：九頭竜川中部漁業協同組合

甲は、福井が誇る命溢れる清流「九頭竜川」を後世に引き継ぐため懸命に努力している乙の環境保全活動に賛同し、九頭竜川中部漁業協同組合（以下「中部漁協」と云う。）の漁業権を有する水系の事業及び工事（以下「事業等」と云う。）をするに際し、河川の汚染又は汚濁がないように最大限の努力をすることを表明し、後日の為に、甲と乙は、ここに、次のとおり環境保全協約書を取り交わす。

１．甲は、事業等を行うに際し、理由の如何を問わず、水質汚濁防止法に定める基準以上の汚濁水又は土石の河川への流入はさせない。

２．甲は、事業等の実施時期及び実施方法に付いて、乙が実施している魚介類の繁殖又は保護活動の妨げとならないように、乙と事前に協議する。

３．甲は、漁民及び釣り人の漁場への進入を妨げてはならない。

４．甲は、乙の漁業権を有する水系の環境保全活動に対する協賛金として、別途甲乙協議の上定める金額を乙に支払う。

５．甲の事務所から、中部漁協の漁業権を有する水系の河川に汚濁水又は土石の流入の等があったときは、甲は、直ちにその旨を乙に報告するとともに、事業を停止し、その同意があるまで事業等を再開しない。

６.　甲の事業等により、中部漁協の漁業権を有する水系の河川の水質の汚濁、汚染その他の環境破壊（以下「環境破壊」という。）が発生したときは、乙は、事業等の発注者ないし許認可権者たる国又は自治体と共に三者協議会を招集し、原因の究明、環境復旧方法及び復旧の工程等の検討を行う事が出来る。

７．甲の事業等に起因する環境復旧は、乙の指示・立会いの下、甲がこれを行う。

８．甲の、環境復旧工事では十分な環境の復旧が出来ないと認められたとき、又は、甲が乙の指示に従った復旧工事を行わないときは、許認可権者たる国又は自治体を含めた環境保全協議会を設置する。

９．甲が、中部漁協の漁業権に有する水系の河川の環境を破壊したときは、甲の過失の有無に関わらず、乙に対して、漁業補償、売り上げ補償及び風評被害に対する補償等をしなければならない。甲は、乙の求めがあるときには、補償金の担保として、金融機関による支払い保証又は所属する組合又は団体の保証を２法人付けなければならない。さらに、乙が求めたときは、組合又は団体の決算書等の提示もしなければならない。

10．本協約書の有効期限は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日の事業期間とする。

11．甲が、乙に事業等の同意書の発行を求めるときは、環境保全協約が締結されていなければならない。

12．乙が甲に発行する事業等の同意書は、環境保全協約の有効期限内のみ有効とする。

13．乙は、甲が環境破壊を生じさせたときは、その環境破壊の規模・程度、その後の復旧措置等を考慮して、単年度、複数年度又は永久に同意書の発行をしない事ができる。

14．甲乙間に問題が生じたとき、あるいは、必要があるときは、双方誠意をもって協議し問題の解決を図る。

以上のとおり、甲と乙は、環境保全協定を締結したことの証として、本協定書２部作成し、甲乙各１部づつ保管する。

　令和　　　年　　　月　　　日

甲　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　乙　　　九頭竜川中部漁業協同組合

　　　　　代表理事組合長　中川　邦宏　　　　印